

農用地利用権設定申出書

1. 申出者（土地所有者□・耕作者□）いずれかに☑を

氏名	
住所	
連絡先	

2. 利用権設定農地 ※下記に収まらない場合は、裏面にご記入ください。

※ 物納の場合、収める農作物を記載ください。

農地所在	登記面積 (㎡)	貸付面積 (㎡) 左記の内	栽培作物	期間	契約終了日 ※どちらかお選び ください	貸付条件				土地所有者が亡くなられてい る場合は、☑ください
						有償/無償	支払方法	10aあたり の賃料	総額	
【記載例】木次町里方10	3,000	3,000	水田	5年	12月末 (○) 3 月末 ()	有償 (○) 無償 ()	現金 () 物納(○)	玄米30kg	玄米60kg	□ 所有者死亡（相続未登記）
【記載例】木次町里方11	1,000	内800	ぶどう（施設栽培）	10年	12月末 () 3 月末 (○)	有償 (○) 無償 ()	現金(○) 物納()	5,000円	4,000円	☑ 所有者死亡（相続未登記）
					12月末 () 3 月末 ()	有償 () 無償 ()	現金 () 物納 ()			□ 所有者死亡（相続未登記）
					12月末 () 3 月末 ()	有償 () 無償 ()	現金 () 物納 ()			□ 所有者死亡（相続未登記）
					12月末 () 3 月末 ()	有償 () 無償 ()	現金 () 物納 ()			□ 所有者死亡（相続未登記）
					12月末 () 3 月末 ()	有償 () 無償 ()	現金 () 物納 ()			□ 所有者死亡（相続未登記）

3. 利用権設定条件

①農地のり面等の草刈り等を実施する人	□ 土地所有者	□ 耕作者
②水管理を実施する人（ <u>水稲等必要な場合のみ</u> ）	□ 土地所有者	□ 耕作者

4. 相手方（土地所有者□・耕作者□）いずれかに☑を

氏名	
住所	
連絡先	

令和7年4月1日より、農用地の貸借を行うには「農地中間管理機構（農地バンク）」を通じた手続きに変わりました。**次の3点**をお読みください。

- ①申出書を元に**市役所が申請書（手続き書類）を作成します**。本紙の内容について**土地所有者および耕作者でご相談の上、ご記入ください。**
※申出書はどちらか一方の提出で構いません。
- ②申請書ができましたら土地所有者および耕作者へ発送しますので、押印、署名後ご提出（ご返送）ください。
- ③連絡先は日中ご対応いただける電話番号をご記入ください。

【お問い合わせ／提出先】

- ①雲南市役所 農林振興部 農業畜産課（4F）
電話：0854-40-1055 FAX：0854-40-1059
- ②公益財団法人しまね農業振興公社 雲南事務所
電話：080-8235-8608
- ③雲南市農業委員会事務局（4F）
電話：0854-40-1092 FAX：0854-40-1059

【提出のみ可】

- ①雲南市各総合センター 窓口

■利用権設定農地

※ 物納の場合、収める農作物を記載ください。

[illegible]